

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第8条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第13条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第23条の次に次の1条を加える。

（緊急時等の対応）

第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第35条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第37条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第45条第6項中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、特別養護老人ホームの運営に関する基準を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。